

平成26年 第4回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年3月7日(金)  
開会 午後4時00分 閉会 午後5時50分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、学校教育課長 山根直樹、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第13号 平成26年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
- (2) 議案第14号 京丹後市社会教育委員の委嘱について
- (3) 議案第15号 京丹後市社会教育指導員の委嘱について
- (4) 議案第16号 京丹後市地域公民館長の任命について
- (5) 議案第17号 京丹後市立資料館長の委嘱について
- (6) 議案第18号 京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (7) 議案第19号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
- (8) 議案第20号 京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について
- (9) 議案第21号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
- (10) 議案第22号 京丹後市立小中学校修学旅行引率補助金交付要綱の制定について
- (11) 議案第23号 京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について【取り下げ】
- (12) 議案第24号 京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の制定について
- (13) 議案第25号 京丹後市立学校寄宿舎規則の廃止について
- (14) 議案第26号 京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の廃止について
- 【追加議案】議案第27号
- (15) 議案第27号 国際宇宙ステーションとのスクールコンタクト事業(無線交信)の開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全19頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成26年5月7日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、学校教育課長 山根直樹、  
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長 中村八寿子、  
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成26年 第4回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

米田教育長から、第2回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事を中心に致しましての、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

それではみなさん、こんにちは。今委員長が言われましたけれども、本年度の第1号となります溝谷小学校の閉校式、ありがとうございました。非常に厳粛に執り行われましたし、2部の送別の集いも児童や地域の方々の学校に対する思いというか哀愁とういうのが伝わってくるようで、心に響きました。来週の土曜日から3月24日にかけて10校の閉校式が行われることとなります。学校も事務局も、一生懸命準備をしてくれておりますけれども、児童は基より地域の方々の心に残る閉校式にしたいと思っております。よろしくお願ひします。

来週から一般質問、それから卒業式と続きます。教育委員会に対する一般質問もたくさんいただいております。教育は動いていてみんなの目に映っているから質問も多いというふうに捉えたいと思っております。学校や園の努力が伝わる答弁に心掛けたいと思っております。

本日は府立高等学校の中期の入学試験日であります。思いもよらない雪が降りましたが、「跡隠しの雪」とかいうこともあります。子どもたちが、過去のいろんなことをすっかりと綺麗にして気持ちを新たに受けてくれているというふうに思いたいと思います。体育祭や合唱祭ではこの3年生たち、本当にどこの学校も保護者を唸らせました。是非希望進路を実現してほしいなと思っております。

それでは、2月を中心にした動静についてメモをいれておりますので、見ながら説明をしたいと思います。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願ひします。

ございませんか。

〈小松委員長〉

それでは、次に会議録の承認を行います。第2回の署名委員は森委員です。会議録につきましては、お手元に送付しております。原案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

文珠委員を指名致しますのでよろしくお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

初めに、会議の非公開についてお諮り致します。

議案第13号につきましては、人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第13号につきましては非公開といたします。

(非公開部分省略)

〈小松委員長〉

それでは、これより会議を公開と致します。

次に、議案第14号「京丹後市社会教育委員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきまして、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第14号「京丹後市社会教育委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

社会教育委員は、社会教育法と京丹後市社会教育委員条例に基づき委嘱しております

が、現委員の任期が満了しますので、改めて委員を委嘱するものです。

法律では、社会教育委員の委嘱の基準は、当該地方公共団体の条例で定めることとされ、京丹後市社会教育委員条例第3条で「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。」と規定しておりますので、その要件に該当する方を選任させていただいております。

委員の定数は、条例で15人以内としており、15人を委嘱させていただきます。

別紙の名簿に記載がある者を委嘱させていただくものですが、備考欄に新任と記載がある方が、新しく委嘱させていただくものです。

任期は2年としていますので、全員を平成26年4月1日から平成28年3月31日までとします。

なお、学校長代表は人事異動の関係がありますので、4月以降に委嘱をしたいというふうに考えております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第14号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第14号「京丹後市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、同意と致します。

<小松委員長>

次に、議案第15号「京丹後市社会教育指導員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

この件につきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第15号「京丹後市社会教育指導員の委嘱について」説明をさせていただきます。

社会教育指導員は、京丹後市社会教育指導員規則に基づき委嘱をしておりますが、現指

導員の任期が満了しますので、改めて指導員を任命するものです。

指導員は、社会教育において、特定分野における直接指導、学習相談及び社会教育関係団体の育成指導を行うものとしております。

規則では、15人以内を定数としておりますが、現在10人を委嘱しておりますので、26年度も引き続き10人を委嘱することとし、内訳としましては、峰山と網野地域公民館に2人ずつ、その他の4地域公民館には1人ずつ、社会教育課に1人、いさなご工房に1人を配置することとしています。

別紙名簿に記載がある者を委嘱させていただきますが、全ての方が再任ということになっております。

任期は2年以内としますので、全員を平成26年4月1日から平成28年3月31日までとします。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第15号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第15号「京丹後市社会教育指導員の委嘱について」につきまして、原案どおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

それでは、次に議案第16号「京丹後市地域公民館長の任命について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件も教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第16号「京丹後市地域公民館長の任命について」説明をさせていただきます。

地域公民館長は、社会教育法と京丹後市公民館条例に基づき任命をしておりますが、現

館長の任期が満了しますので、改めて館長を任命するものです。

法律では、館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他の必要な事務を行い、所属職員を監督することを職務としております。

別紙の名簿に記載がある者を任命させていただくものですが、備考欄に新任と記載がある者は、新しく任命させていただくものです。

1月の定例会で承認をいただいていた通り、新任の委嘱に際し公募をさせていただき3名の方から応募がありましたが、選考の結果、中山一氏を委嘱させていただくこととしました。

中山氏は、元小学校長で、現在、学校支援地域本部事業の地域コーディネーターにお世話になっておりますが、3月末で退任することとなっております。

任期は2年としておりますので、全員を平成26年4月1日から平成28年3月31日までと致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第16号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第16号「京丹後市地域公民館長の任命について」につきまして、原案どおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、同意と致します。

<小松委員長>

次に、議案第17号「京丹後市立資料館長の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

この件につきましても、教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第17号「京丹後市立資料館長の委嘱について」説明をさせていただきます。

資料館長は、京丹後市立資料館条例に基づき任命しておりますが、現館長の任期が満了

しますので、改めて館長を任命するものです。

館長は、資料館を適正に管理運営することを職務としております。

これも1月の定例会で承認をいただきました通り、新任の館長の任命に際し公募をさせていただき4名の方から応募があり、選考の結果、和田省三氏を委嘱させていただくこととしております。

和田氏は、元小学校長で、現在、指導主事にお世話になっておりますが、3月末で退任をされることになっております。

任期は2年としておりますので、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとします。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第17号を説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願い致します。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第17号「京丹後市立資料館長の委嘱について」につきまして、原案どおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、同意致します。

<小松委員長>

次に、議案第18号「京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきましても、教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第18号「京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

文化財保護法第190条の規定で、「都道府県及び市町村の教育委員会に、条例に定めるところにより、地方文化財保護審議会をおくことができる。」こととなっており、京丹後市



では京丹後市文化財保護条例を定め、審議会を設置しており、審議会の委員は、条例に基づき委嘱をしていますが、現委員の任期が満了しますので、改めて委員を委嘱するものです。

条例では、審議会は委員10人以内をもって組織し、審議会委員は、市内に在住し、又は在職する者で、学識経験を有するものうちから委嘱することとしておりますので、別紙の名簿に記載がある者を委嘱させていただくものですが、新・再の欄に新の記載がある者は、新しく委嘱をさせていただくものです。

任期は2年としておりますので、全員を平成26年4月1日から平成28年3月31日までと致します。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

<小松委員長>

議案第18号をご説明いただきました。

人事案件でございます。ご質問がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第18号「京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、同意と致します。

<小松委員長>

次に、議案第19号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

この件につきましても、教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第19号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」説明をさせていただきます。

教育委員会及び教育委員会の所管する機関等の公印については、京丹後市教育委員会公印規程に規定しておりますが、このうち、平成26年4月1日から学校再配置により学校

数が34から27に減少すること、新たに中央公民館を設置すること、保育所再編等推進計画に基づき民営化により保育所数が25から23に減少することに伴い、必要な改正を行うものです。

改正文の内容につきましては、別表第1第1庁印の表中及び第2職印の表中、学校関係の公印の個数を34から27に改め、中央公民館関係の公印を追加し、保育所関係の公印を25から23に改め、別表第2に規定しています公印のひな形に中央公民館関係を追加するものです。

なお、施行期日は附則で平成26年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

<小松委員長>

議案第19号を説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひ致します。

<小松委員長>

ございませんか。

<吉岡教育次長>

すみません。ちょっと訂正をさせていただきたいです。議案書の改正文があるのですが、別表第1第1庁印の表中に34から27に改正文があるのですが、2段目に京丹後市立学校印（表彰用）というのがありますが、改正後の所に（表彰用）が抜けておりますので追加をお願ひ致します。

<小松委員長>

よろしくお願ひ致します。

<文珠委員>

公印の関係は、改正するのは当然だと思いますけども、参考までに少し教えてください。直接規定には関係しないことなのですが、公印の材質と今までの公印はどういう処分の仕方をされているのか。

<坪倉教育総務課長補佐>

失礼します。材質はつげでございまして、公印の使用が3月31日で終了しましたものにつきましては廃止届をお出しいただきまして、全てこちらの教育委員会の方で今保管しております。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第19号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、可決と致します。

次に、議案第20号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第20号「京丹後市子育て支援センター事業実施要項の一部改正について」説明をさせていただきます。

峰山地域子育て支援センターにつきましては、峰山保育所内に設置をしておりますが、峰山保育所の完全民営化に伴い、設置場所が私立のゆうかり子ども園となりますので、必要な改正を行うものです。

運営につきましては、峰山福祉会に譲渡した施設の一部を借り受けて、引き続き市が直営で行います。施設の使用料は無料とさせていただいておりまして、運営に伴う電気代等の実費のみ市が負担することとしております。

また、現在整備中の峰山統合保育所・幼稚園に支援センターの機能を整備しておりますので、そちらの方の施設が完成しましたら、移設をすることとしています。

改正文の内容につきましては、別表に設置場所を規定しておりますので、施設名を「私立ゆうかり子ども園」とさせていただきます。

なお、施行期日は平成26年4月1日とします。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第20号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

予測で、だいたいどれくらいの人数の方が使われるのですか。

〈吉岡教育次長〉

今年度の利用状況なんですけど、去年の12月現在で保護者がだいたい延べ829人、児童が延べ977人の利用があります。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第20号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

(議案第21号に関する部分については、削除)【平成26年5月7日教育委員会承認】

〈小松委員長〉

次に、議案第22号「京丹後市立小中学校修学旅行引率補助金交付要綱の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第22号「京丹後市立小中学校修学旅行引率補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

学校が実施する修学旅行の引率に係る経費のうち、京都府から支給されてない経費及び支給額を超える経費については、補助金を交付するため補助金交付要綱を定めるものですが、これについては従来から実施しておりますが、行政改革の事務整理の中で改めて要綱を制定することとしたものでございます。

制定文の内容を説明します。

第1条に趣旨、第2条に補助対象者を規定しております。

第3条では、補助対象経費を規定しておりますが、基本的には旅費については京都府から支給されますが、入場料、拝観料等については支給がされておきませんので、これについては市で支給をするという事でございます。

第4条で補助金の額を規定し、第5条以降では手続き等を規定しております。

なお、施行期日については平成26年4月1日からとします。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第22号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

今回から要綱が設定されたという事は、これまでの個人負担関係はどういった内容になっていましたか。

〈吉岡教育次長〉

今回修学旅行の補助金要綱を作らせていただいたのですが、今までから補助金が出る

ものについても要綱等が制定されていなかったもので、補助金について、予算を付けて交付しているものはいくつかあります。行政改革の中で、事務手続きについて整理を行い対外的にも良いという事で今回いろんな補助金について整理をしており、その中の1つとして要綱を制定させていただいております。ですから、修学旅行の補助金については従来から予算化をして該当するものについては補助をしています。

#### <文珠委員>

規則の第5条の交付申請なんですけども、こういう申請に係る場合、相当前から計画を立てているわけですが、私たちの感覚で言うと、早くから申請したら良いのと思うんですけど、一週間前までに、ということですね。早くからできるわけですけど、えらい一週間というのは短い期間を設定されている。その実績報告第8条の意図は交付の決定があった年度の翌年度の4月10日までに報告書を提出ということで期間が長いし、もっと早く申請してもっと早く報告書も出されたら良いのではと思いますけども、そんな感じがするという事だけ伝えさせていただきます。

#### <山根学校教育課長>

実例から言いますと、4月の早々に修学旅行がございます。ただし、予算については4月1日から3月31日までの年度で整理がされていますので、例えば4月10日の修学旅行であれば1ヵ月前に申請をするということが出来ないという事があります。前年度から申請をするということになりませんので、当然26年4月1日が始まってから申請をしていただくという事があります。ですから今回のこの申請行為については、出発されるまでに交付決定を打つという最大限の事務期間をとらせていただいているという状況です。

#### <小松委員長>

この京都府旅費条例により支給されない経費というのは、反対に京都府、その条例で出すというのはどういったものをこの文言の中からは見えないんですけど、出すのは、市が出すものと府が出すものということはどうやって区別するのですか。

#### <山根学校教育課長>

京都府の条例の中では、主に交通費並びに宿泊費は支給をされます。ただし、京都府の条例改正もあったこともありまして、(6)に示しておりますけれども、入場料、拝観料、体験料というようなものが京都府の条例の中では支給が出来ないという事になっています。その部分を引率の先生方にご負担いただくのは、ご負担を軽減させていただきたいという思いから、京都府の条例で支出されない入場料、拝観料、体験料等について市の補助金として整理をさせていただくという事にしております。

#### <小松委員長>

この項目が入っておるのですか。

#### <山根学校教育課長>

主にはです。1号から7号までは出せれるということになってはいますが、府の条例で支給がされるのであればそれは市の補助金としては支出をしないという整理をさせて

いただいております。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第22号「京丹後市立小中学校修学旅行引率補助金交付要綱の制定について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第23号「京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定について」につきまして、事務局から発言がありますのでお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきましては、取り下げをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〈小松委員長〉

議案第23号につきましては取り下げの申し出がございましたので、取り下げの扱いとさせていただきます。

〈小松委員長〉

次に、議案第24号「京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第24号「京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

昨年12月議会で議決になりました、公民館再編計画及び公民館条例の一部改正に伴い、従来、条例で設置をしておりました地区公民館を条例から外し自治公民館としましたので、今後の自治公民館の活動を支援するため、旧町単位に設置しております公民館連絡協議会に対し活動交付金を交付するため、要綱を制定するものです。

なお、交付金の額は、市全体として従来から交付していた活動交付金を維持し、地区公

民館を条例から削除したことにより、地区公民館の館長と主事は市の非常勤特別職でなくなったため、その報酬分も活動交付金に含めて交付することとしております。

制定文の内容について説明します。

第1条で趣旨を、第2条で交付金の使途を規定し、第3条では、交付金の限度額を規定しております。交付金はこの限度額いっぱい交付をする予定としておりますが、均等割の考え方で、協議会ごとに250,000円をし、区数割は20,000円とし、世帯割を1,400円として積算したものを交付する予定としております。第4条以降は事務手続きを規定しております。

なお、施行期日は平成26年4月1日からとします。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

<小松委員長>

議案第24号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひ致します。

<小松委員長>

ございませんか。

よろしいでしょうか。

<小松委員長>

総額的には従前の交付金と大差ないのでしょうか。

<吉岡教育次長>

先ほど少し申し上げましたが、今までから交付金を交付しております。その交付金の額に館長・主事の報酬分を上乗せして交付をしますので、交付金の額としてはこの館長・主事の分が加わった分だけ多くなります。今まで館長・主事の手当については、先ほど言いました職員という立場がありましたので直接本人さんの方に支払いをしていたのですが、公民館協議会を通じて公民館への支払いという形になります。それと、一定全体枠の中で整理をさせていただいておりますので、各町によっては交付金が増減しています。一律に今回基準をきちっと決め直しをして交付をする考え方をさせてもらっています。それで、従前は合併前からのことを少し引きずった形で交付金の割振りはされていた部分があるので、今回整理をさせていただいております。ちなみに、全体では3,760万円ほど市全体で交付金を交付する予定にしております。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第24号「京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の制定について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、可決と致します。

次に、議案第25号「京丹後市立学校寄宿舎規則の廃止について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第25号「京丹後市立学校寄宿舎規則の廃止について」説明をさせていただきます。

宇川中学校の遠距離通学者のために設置しておりました寄宿舎高嶋寮について、学校再配置に伴い、今年度末で宇川中学校が閉校となりますので、廃止をするものです。

施行期日は平成26年4月1日とします。

なお、廃止後の方針についてはまだ現在決まっておきませんので、教育委員会所管の普通財産として、現在もなんですが文化財保護課や地区公民館の倉庫として使っておりますので、引き続きその使用をしたいと思っています。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第25号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第25号「京丹後市立学校寄宿舎規則の廃止について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、可決と致します。

次に、議案第26号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の廃止について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。



<米田教育長>

この件についても、教育次長の方から説明します。

<吉岡教育次長>

議案第26号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の廃止について」説明をさせていただきます

公設民営で運営しておりました峰山保育所と網野保育所が、4月からの完全民営化に伴い市立保育所での休日保育の実施ということがなくなりますので、要綱を廃止するものです。

なお、両保育所では完全民営化後も休日保育を実施することと予定しておりますが、4月以降は、市で直接運営する形ではなくて、両保育所に補助金を交付するという形に変更になります。

また、市では、他の公立保育所も民営化を検討しておりまして、改めて、両保育所と同様に公設民営化を実施する場合につきましては休日保育を実施するという事になれば、改めてその時また要綱を制定したいというふうに考えております。

施行期日は、附則で平成26年4月1日とします。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

<小松委員長>

議案第26号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願ひ致します。

<野木委員>

すみません、今の補助金っておっしゃったのは、休日保育の部分の補助金というような事、それは当初の計画の中にもそういう文言は入っていたのですか。

<吉岡教育次長>

今までは公設民営ですので、市が保育所を運営して、民間に委託をしているのですが、委託事業として休日保育をやっていたので、市が直接支払いをするという形になったのですが、民営化によりまして今度は独自に法人の方で休日保育をやっていただくという形になります。その分に対して補助金を出す形になるのですが、市が直接実施をしている分ではないので、補助金という形をとらせていただきます。これはこの民営化から完全民営化するときの事業の中でもうそういうふうに従前からさせていただいています。計画をもってやらせてもらっています。

<小松委員長>

すみません、ここの最初の4時間以上となっていますけれども、これは先ほどの一時預かりの4時間以下というのと整合性は。

<中村子ども未来課長>

よろしいでしょうか。

先ほど一時預かりの方を直したいということで提案させていただきました。これまでは

4時間未満4時間以上というふうに区分がしてありまして、休日保育についてもそうだったのですけれども、今回廃止ですのでそこを特に変えるという事はないですが、今後民営化の保育所が増えましたら、その辺りも考えていきたいというふうに思っております。

<小松委員長>

分かりました。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第26号「京丹後市立保育所休日保育事業実施要綱の廃止について」につきまして、原案どおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、可決と致します。

<小松委員長>

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。

議案第27号「国際宇宙ステーションとのスクールコンタクト事業（無線交信）の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

議案第27号「国際宇宙ステーションとのスクールコンタクト事業（無線交信）の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、網野北小学校児童と国際宇宙ステーションの宇宙飛行士が、電波交信を通じて交流を行い、アマチュア無線の楽しさだけでなく、宇宙開発や通信技術への興味をかき立て、地域や児童への宇宙と電波無線への関心普及を図ることを目的に実施されます。

実施には、特別アマチュア局の免許を受けるために教育委員会等の教育に資するものとしての後援等が必要なため、後援申請があったものです。

主催は、網野北小学校区域実行委員会、会場は網野北小学校地内、期日は平成27年3月31日までにARISSという実施組織からの指定のあった日になります。申請者は同実行委員会委員長 三浦到氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第27号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈米田教育長〉

これはたまにテレビなんかでやってというのがありますがけれども、これは通信だけで無線だけでやるというものです。ただ、これを後援していただいて初めてこの実行委員会から希望するというので申請ができるということでもありますので、まだ、できるとかできないとかは決まっていないです。それから仮にOKとなってもその日の天候の関係で流れる場合もあるということで、非常に実現するまでには難しいものがあるようです。

〈森委員〉

じゃあできるかどうか分からないけれども、できるまでの一步先の申請ということですか。

〈米田教育長〉

そうです。

後援があつて、教育委員会が後援しますよという条件があつて初めて正式に申請が出来るようです。

〈森委員〉

申請がというか、教育委員会がOKしたから必ずできるというものではないということですね。

〈吉岡教育次長〉

そうです。

〈森委員〉

あくまでも条件をそろえて、いろいろ手を挙げられてその中から選ばれるのですか。

〈米田教育長〉

僕ら無線に弱いのですが、そのARISSというのがかなり頑張っておられる団体のようでね、そこも非常に力を出して、実現のためには力をいれるように聞いています。

〈文珠委員〉

申請の網野北小学校区域実行委員会というのは、この国際宇宙ステーションとのスクールコンタクト事業を行うために立ち上げられた実行委員会というふうに理解したらよろしいですか。

〈土出社会教育課長〉

申請のための新たな組織を立ち上げたという事です。

〈文珠委員〉

もともとこの組織があつて、何か活動をしていたということじゃないということですね。

分かりました。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第27号「国際宇宙ステーションとのスクールコンタクト事業（無線交信）の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願い致します。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

- ① 第4回京丹後市教育振興計画策定委員会について

〈学校教育課〉

- ① 3月学校行事予定について

〈子ども未来課〉

- ① たちばな保育所内大型バスタイヤ破損事故について

〈小松委員長〉

それでは、全体を通しまして何かご質問がございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それでは、以上をもちまして第4回京丹後市教育委員会定例会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

〈 閉会 午後 5 時 5 0 分 〉

[ 4 月定例会 平成 2 6 年 4 月 2 日 (水) 午後 3 時 0 0 分から ]